

健健安第 3724 号
令和 4 年 8 月 19 日

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長
田畑 和夫

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の様式を改正する旨の通知がありましたのでお知らせします。

1 改正概要

届出通知別紙様式 4-13 「サル痘発生届」の「11 症状」及び「12 診断方法」の改正。

2 施行期日

令和 4 年 8 月 19 日

3 その他

届出基準・届出様式は、横浜市衛生研究所 感染症情報センターのホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html>

4 添付資料

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について
(令和 4 年 8 月 19 日健感発第 0819 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

担 当：横浜市健康福祉局健康安全課

電 話：671-2463 FAX：664-7296

E-mail：kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp